

公益信託E N E O S水素基金

平成22年度募集要項

1. 趣旨

この公益信託は、新日本石油株式会社様のご出捐により、平成18年3月に設定されました。地球環境と調和したエネルギーである水素エネルギーの供給に関する基礎研究への助成を行ない、もって水素社会の実現に貢献することを目的とします。

2. 助成対象者

大学、大学共同利用機関、高等専門学校、公的研究機関等、営利を目的としない国内研究機関に所属し、後記の助成研究範囲の研究を行う者。特に若手研究者（40歳未満）からの応募を期待する。

複数の研究者による共同研究も認めるが（ただし、研究の主体は研究代表者にあること）、応募は代表研究者個人で行う。又、共同研究者として海外の研究機関に在籍する者を含むことを認める。（尚、研究代表者の国籍は問わないものの、日本語による意思伝達に堪能である者とする。）

3. 助成研究の範囲

水素エネルギーの製造・輸送・貯蔵ならびにCO₂固定化に関連する技術分野で、独創的かつ先導的な基礎研究（既存概念にとらわれない科学的に新たな原理や現象の検証・構築を目指すものであり、新規性ならびに将来の発展が期待できる研究テーマに優先して助成する。実用化への道筋の明確さや数年先の実用化可能性には必ずしもこだわらない。）とし、具体的な助成対象分野は次にあげる研究とする。

(1) 第1分野 水素製造技術

- ア. 化石燃料からの水素製造技術
- イ. 自然エネルギーを利用した水素製造技術
- ウ. 再生可能資源を利用した水素製造技術
- エ. 水素精製技術

(2) 第2分野 水素貯蔵・輸送媒体に関する技術

(3) 第3分野 CO₂固定化技術

- ア. 低コスト、効率的CO₂分離、回収技術
- イ. 有用物質への変換などのCO₂有効利用

尚、次に掲げる研究は助成の対象としない。

- ・燃料電池セルスタックや水素エンジンなどの水素利用機器に関する研究開発
- ・核エネルギーを利用した水素製造技術
- ・社会経済的調査研究や戦略的シナリオ作成等に関する調査研究

4. 助成の対象となる研究の実施期間

平成22年9月1日から平成23年8月末日

5. 助成金額・件数

5件程度 総額5,000万円以内（1件1,000万円を限度とする）

6. 助成金の使途

- (1) 助成金の交付対象となる経費は、研究に要する設備・物品・消耗品の購入費用、労務費および研究推進に必要な諸経費（旅費、共同研究者の滞在費用等を含む）とする。
- (2) 労務費については当該研究テーマ実施のために雇用した者の労務費およびアルバイト料とし、原則として労務費総額は総助成額の1/2以内とする。また、所属機関の常勤職員（教授、准教授等）で所属機関より給与を支給されている者の労務費は助成対象外とする。
- (3) 所属機関への委任経理とする場合、間接経費の使用及び使用者の変更は認めない。

7. 応募方法

- (1) 所定の申請書に必要事項を記入し、3部(正1部、写2部)を後記受託者宛提出してください。尚、申請書用紙は中央三井信託銀行のホームページからダウンロードすることもできます。(http://www.chuomitsui.co.jp/koueki/index.html) **A4サイズ**でご使用ください。
- (2) **研究テーマに関連する申請者の主要論文について、3件以内を各3部コピーのうえ、申請書(正1部及び写2部)とともに提出して下さい。**
- (3) 第2分野(水素貯蔵・輸送媒体に関する技術)の応募者は、(1)、(2)とも、**4部(正1部、写3部)**を提出してください。

8. 申請締切日

平成22年5月7日(金) 必着

9. 審査方法及び通知

当公益信託の運営委員会で審査のうえ採否を決定し、結果は平成22年8月中旬頃に申請者宛に通知します。

10. 助成金の給付

平成22年10月下旬頃に、助成金受給者の指定する銀行口座に助成金を振込みます。

11. その他注意事項

(1) 報告等

- ア. 助成を受けた受給者は、対象研究の終了後3ヶ月以内に、所定の報告書を受託者に提出しなければならない。
尚、ご提出いただいた報告書は、一般に公開されることについてご了解ください。
- イ. 助成を受けた受給者は、助成金の入出金について会計帳簿に記載し、支払いに関する請求書および領収書等の証票書類を整理して保管しなければならない。
- ウ. 会計帳簿または証票書類は受託者の求めに応じて提示または提出しなければならない。
- エ. 対象研究の成果公表に際しては、公益信託ENEOS水素基金(英文名: ENEOS Hydrogen Trust Fund)の助成による旨を明記すると共に、刊行物に掲載された場合にはその別刷1部を受託者に提出しなければならない。

(2) 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部を返還しなければならない。

- ア. 助成対象となった研究が行えなくなったとき
- イ. 助成決定した内容と研究の内容が異なったとき
- ウ. 助成金を申請した目的以外の目的に使用したとき
- エ. 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき

(3) 申請書について

- ア. 申請書類の返却はしません。
- イ. 申請書は、助成対象研究の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について変更の生じることのないよう、十分検討した上で作成、A4サイズにて提出してください。
- ウ. この申請書類に記載された事項は、助成金支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲内で当公益信託の受託者・運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また支給が決定した場合は、氏名、所属、研究テーマ等の情報が主務官庁へ提供される他、一般に公開されることについてご了解ください。

この公益信託の受託者(連絡先)

〒105-8574

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店法人営業部・公益信託課

担当: 稲垣 TEL03-5232-8911 FAX03-5232-8919

E-MAIL Ayumu_Inagaki@chuomitsui.jp